

○振動について規制する地域

(昭和52年12月26日奈良県告示第510号)  
 改正 昭和61年4月22日 告示第59号  
 平成8年3月1日 告示第506号  
 平成16年7月27日 告示第234号  
 平成17年3月29日 告示第644号  
 平成17年9月22日 告示第326号  
 平成18年1月1日 告示第483号  
 平成24年3月30日 告示第571号

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により、振動について規制する地域を次のように指定し、昭和53年4月1日から適用する。

町村名	規制地域
平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、山添村、明日香村	当該町村の全域 (都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められている工業専用地域を除く。)